

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和4年5月12日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第22号 令和4年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る実施方針について
- 第2 議案第23号 令和4年度就学相談委員会委員の委嘱及び任命について
- 第3 議案第24号 すみだ教育指針の策定方針について
- 第4 議案第25号 墨田区学力向上新3か年計画(第3次)の策定方針について

報告事項

- 第1 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について(資料1)
- 第2 寄付者への感謝状の贈呈について(その1)(資料2)
- 第3 寄付者への感謝状の贈呈について(その2)(資料3)
- 第4 令和3年度卒業式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について(資料4)
- 第5 令和4年度入学式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について(資料5)
- 第6 児童・生徒の事故等の状況について(資料6)

議案第 22 号

令和 4 年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る実施方針について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 12 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、令和 3 年度の墨田区教育委員会の権限に属する事務について、点検・評価を実施するためその方針を定める必要がある。

令和4年度 墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る実施方針について

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、その権限に属する事務の点検・評価を実施し、効果的な教育行政の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、令和3年度の教育委員会の活動及び教育委員会が実施した施策・事業とする。

3 点検・評価の実施方法

教育委員会による点検・評価

ア 教育委員会は、令和3年度に実施した施策・事業の取組状況、成果及び課題について、PDCAサイクルを意識した内部評価シートを用いて、自己点検・評価を行う。

イ 内部評価シートには、昨年度の評価委員の意見を抜粋して表記するとともに、「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」の達成状況を記載することとする。

第三者評価委員会の設置

ア 教育に関し学識経験を有する者等で構成する「第三者評価委員会」を設置し、その知見の活用を図る。

イ 第三者評価委員は、以下の3名とする。

ウ 学校現場の実態把握及び地域住民参画の観点から、当委員会に校長会、PTAの代表者をオブザーバーとして招き、議論の活性化を図る。

氏名	所属等
おぎ かずあき 尾木 和英	東京女子体育大学名誉教授
さとう はるお 佐藤 晴雄	日本大学教授
たくち たけし 田口 武司	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長

4 全体スケジュール（予定）

時期	内 容
5月	実施方針の教育委員会決定
	内部評価の実施
6～7月	第三者評価委員会の開催（計2回）
8月	点検・評価結果報告書の作成
9月中旬	点検・評価結果報告書の教育委員会決定
9月下旬	点検・評価結果報告書を区議会へ提出（区HPにて公表）

5 第三者評価委員会の開催

各回の内容等は下表のとおりとする。

回数	内容	出席者	時期(予定)
第1回	評価委員委嘱、 重点審議対象事業の評価等 事業評価 (すみだ教育指針「目標1」)	評価委員 オブザーバー	6～7月
第2回	事業評価 (すみだ教育指針「目標2～ 5」、総括等)	評価委員 オブザーバー	

6 重点審議対象事業の選定

重要度及び関心度等を勘案し、教育委員会として重点的に取り組むべき事業を「重点審議対象事業」として選定し、第三者評価委員会において、特に集中した議論を行う。

重点審議対象事業は下表のとおりとする。

対象事業名（所管課）	選定理由
G I G A スクール構想の推進（授業改善の取組等） 【庶務課、指導室、すみだ教育研究所】	子どもたちが「いつでも」、「どこでも」、学ぶことができる環境を実現するため、本構想の推進に係る授業改善の取組等について、前年度に引き続き、重点的に評価する必要がある。

議案第 23 号

令和 4 年度就学相談委員会委員の委嘱及び任命について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 12 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり委嘱及び任命する。

(提案理由)

墨田区就学相談委員会に関する要綱第 3 条の規定により、委嘱及び任命する必要がある。

令和4年度就学相談委員会委員の委嘱及び任命について

1 委嘱により就任する者

所属・役職等	氏名	備考
東京都児童相談センター	山田 佐登留	医師
墨田特別支援学校 教諭	河田恵子・上野久美子・円谷彩子	都立特別支援学校教諭
城東特別支援学校 教諭	谷 真由美・伊沢麻子	都立特別支援学校教諭
墨東特別支援学校 教諭	須永 佐和子	都立特別支援学校教諭
すみだ福祉保健センター	小野 貴大	療育機関 みつばち園
すみだステップハウスおおぞら	古口 陽子	療育機関 にじの子

2 任命により就任する者

別紙のとおり

3 発令年月日

令和4年4月1日

4 委嘱及び任命期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 委嘱及び任命の根拠

墨田区就学相談委員会に関する要綱第3条

別紙（任命により就任する者）

51名

所属・役職等	氏名	備考
中和小学校 校長	影山 祥仁	特別支援学級 設置校長
外手小学校 校長	由良 隆	
業平小学校 校長	伊藤 康次	
第四吾孀小学校 校長	清水 雅也	
第一寺島小学校 校長	森村 聡彦	
第二寺島小学校 校長	中村 奈緒美	
隅田小学校 校長	浮津 あゆみ	
立花吾孀の森小学校 校長	向井 一郎	
吾孀第二中学校 校長	駒田 るみ子	
墨田中学校 校長	杉浦 伸一	
豎川中学校 校長	織部 明広	
寺島中学校 校長	田中 茂和	
第三寺島小学校 校長	福井 みどり	校長（設置外）
緑小学校 教諭	三好 恵美	特別支援学級 担任教諭
外手小学校 教諭	村上 優	
中和小学校 教諭	中里 照久	
業平小学校 教諭	原田 敏行	
第四吾孀小学校 教諭	磯部 晶子	
第一寺島小学校 教諭	加藤 百合子	
第二寺島小学校 教諭	竹澤 裕士	
隅田小学校 教諭	川口 雄一郎	
立花吾孀の森小学校 教諭	安永 育美	
墨田中学校 教諭	青木 理恵	
本所中学校 教諭	道面 美紀	
豎川中学校 教諭	横田 麻朱美	
吾孀第二中学校 教諭	松永 憲介	
寺島中学校 教諭	岡戸 三佳	

所属・役職等	氏名	備考
言問小学校 教諭	栗原 恵理	言語・難聴学級 担任教諭
桜堤中学校 教諭	服部 真由美	
外手小学校 教諭	高芝 正信	情緒障害等 学級担任教諭
錦糸小学校 教諭	越野 智統	
言問小学校 教諭	傳野 昌彦	
両国小学校 教諭	折居 麻紀	
菊川小学校 教諭	坂本 晃一	
第三寺島小学校 教諭	市村 和広	
中川小学校 教諭	川上 貴美子	
押上小学校 教諭	伊藤 円	
梅若小学校 教諭	宮腰 友理子	
両国中学校 教諭	橋本 香峯子	
菊川幼稚園 副園長	森田 浩子	幼稚園教諭
おむらい保育園 園長	平崎 真智子	保育園園長
教育相談室 相談員	橋本 悟美	教育相談室員
教職員研修室 スーパーバイザー	土井 富夫	
学務課 課長	西村 克己	教育委員会 事務局職員
指導室 指導主事	光眞 喬	
学務課給食保健就学相談担当 主査	草薙 京子	
学務課給食保健就学相談担当 主事	坂寄 和希	
学務課給食保健就学相談担当 就学相談員	小野島 敏夫	
学務課給食保健就学相談担当 就学相談員	木内 克明	
学務課給食保健就学相談担当 就学相談員	石田 陽子	
学務課給食保健就学相談担当 就学相談員	間瀬 裕美	

議案第 24 号

すみだ教育指針の策定方針について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 12 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

平成 29 年度に策定の「すみだ教育指針」が令和 4 年度をもって終了することから、新たな「すみだ教育指針」策定のための方針を定める必要がある。

すみだ教育指針の策定方針について

1 現すみだ教育指針（平成 29 年度～令和 4 年度）

「すみだ教育指針（以下、「現指針」という。）」は、墨田区基本構想に描かれた子どもたちの姿を実現するための教育分野における最上位計画であるとともに、教育基本法に定める教育振興基本計画として平成 29 年 4 月に策定したものである。

現指針は「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」、「墨田区教育施策大綱」及び「教育目標」に基づいて、主に学校教育分野における目標・推進計画等を示している。

なお、計画期間については基本計画（中間改定）及び墨田区教育施策大綱の改定時期が変更となったことにより、令和 4 年度までとしている。

2 新すみだ教育指針の策定（令和 5 年度～ 8 年度）

本指針で定めた期間が令和 4 年度をもって終了することから、下記の視点を踏まえて、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 か年の指針（以下、「新指針」という。）及び推進計画を定める。

また、現指針の改定においては、基本的な考え方、内容等を継承しつつ、この間の区政の動向及び国・都等を含めた社会経済状況の変化に対応すべく、関係者から意見を聴取したうえで必要な修正等を行う。

「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」、「墨田区教育委員会教育目標」及び「墨田区教育施策大綱」の方向を踏まえ策定する。

「墨田区学力向上新 3 か年計画」（令和 5 年度～令和 7 年度 令和 4 年度中に策定予定）との整合性を図る。

国では「教育振興基本計画（第 3 期：H30～R4 年度）」の策定が行われ、次期教育振興基本計画（令和 5 年度～令和 9 年度）の策定に向けた諮問が行われているとともに、東京都では「東京都教育ビジョン（第 4 次：H31～R5 年度）」の策定が行われたこと等を踏まえるとともに、その他の国及び東京都の教育施策の動向に必要な応じて対応する。

現指針の推進計画の実施状況について、教育委員会の第三者評価の結果を踏まえ検証し、引き続き取り組む課題、新たに取り組む課題、緊急に対応する課題等の優先順位を明確にし、必要な応じて数値目標を設定する。

3 新指針の位置付け

新指針は、区の基本計画、教育施策大綱を受けて策定する、教育分野における最上位計画であり、この位置付けは今回の改定においても継承する。

学校教育を中心に据え、区が果たすべき役割を明確にした指針とする。

4 新指針の体系

現指針の考え方を継承しつつ、教育施策大綱を受け見直すこととする。具体的な内容については、新たな課題への対応等の観点から必要な修正を行う。

5 区民参加

意識調査

保護者を対象とした意識調査を実施し、得たデータを策定に役立てる。

意見聴取

中間のまとめの時点で作成する素案について公表し、パブリックコメントを実施する。

6 策定の体制

教育委員会事務局内に「検討会」(構成：学識経験者、次長、各課長)を設置し、検討するとともに、作業部会として「幹事会」を設け、各課主査による改定作業を行う。

7 策定のスケジュール(予定)

令和4年4月～7月	意識調査、各課作業
令和4年5月	検討会(第1回)
令和4年7月	検討会(第2回)
令和4年9月	検討会(第3回)
令和4年11月	中間のまとめ(素案作成)教育委員会報告
令和4年12月	素案議会報告、パブリックコメント実施
令和5年1月	検討会(第4回)
令和5年2月	教育委員会決定
令和5年3月	議会報告

議案第25号

墨田区学力向上新3か年計画（第3次）の策定方針について

上記の議案を提出する。

令和4年5月12日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり定める。

（提案理由）

「墨田区学力向上新3か年計画（第2次）」の計画期間が令和4年度までであることから、新たな「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」策定のための方針を定める必要がある。

墨田区学力向上新3か年計画（第3次）の策定方針について

1 墨田区学力向上新3か年計画について

墨田区学力向上新3か年計画（以下、「現計画」という）は、墨田区の児童・生徒が「確かな学力」を身に付けられるようにするための「教育委員会の方針・取組」を定めるものである。

現計画には、「1 基本方針」「2 学校・家庭・地域における取組」「3 目標（長期目標・短期目標）」「4 基本方針に沿った主な事業」を示している。

現計画の期間は令和4年度までであるが、「墨田区基本構想（H18-R07）」、「墨田区基本計画（H28-R07）」、「墨田区教育施策大綱（R04-R07）」と令和7年度を1つの区切りとしており、それらの基本理念に沿い現計画の検証を令和4年度に行うことで、墨田区学力向上新3か年計画（第3次）を令和5年度から令和7年度までの計画とする。

2 墨田区学力向上新3か年計画（第3次）の策定方針

次の(1)～(4)の視点を踏まえて、3か年の方針を定める。

(1) 「墨田区教育施策大綱」を踏まえて策定する。また、「すみだ教育指針」は、墨田区学力向上新3か年計画と同様に令和4年度に新計画を策定するため、墨田区学力向上新3か年計画（第3次）は、「すみだ教育指針（R05-R08）」と整合性を図って策定する。

(2) 現計画の基本的な考え方や内容等を継承しつつ、「国及び都の教育施策の動向等」に対応し、必要な修正等を行う。

(3) 区・都・国の学力調査（質問紙調査を含む）結果等によって明らかになった実態をもとに、これまでの取組を検証して現計画を見直し、課題を明確にする。

(4) 本計画の目標を、次のとおり定める。

ア 短期目標（令和5年度から令和7年度の間に達成を目指す目標）

- ・ 数値で示すことができるものは、成果目標として明確な目標を設定する。成果目標は、本年度の墨田区学習状況調査結果を受けて、数値の見直しや新たな目標の設定を行う。

（例：区調査における平均正答率及びD・E層の割合）

- ・ 具体的な取組内容を設定し、実施状況を検証する。

（例：「学習ふりかえり期間」に全教員が学習内容の復習を行うことを示す。）

イ 長期目標（令和7年度までに達成を目指す目標）

- ・ 現計画の目標を引き継ぐ。

3 墨田区学力向上新3か年計画（第3次）の基本方針

現計画の基本方針を引き継ぐとともに新たな視点を取り入れ、次のとおりとする。

なお、「4 基本方針に沿った主な事業」については、新たな課題への対応の観点から、必要な修正を行う。

児童・生徒に、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力等を育み、自ら進んで学びに向かう力を養うために、次のア～エの方針に基づき、学力向上を推進する。

ア 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。

イ 全ての教員は、日々の授業の工夫・改善に努める。

ウ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。

エ 児童・生徒は、自身の学習状況を把握し、夢や希望を設定し、振り返り、行動する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

1 理由

現行制度では、期末手当の基準日前1か月以内に常勤職員等（再任用職員・育児短時間勤務中の職員・任期付職員・臨時的任用職員を含む。）として退職し、引き続いて会計年度任用職員となった者に対する期末手当の取扱いは、常勤職員等としては支給せず、在職期間を引き継いだ上で、会計年度任用職員として支給することとしている。

しかし、当該職員が、会計年度任用職員としての支給要件（ ）を満たさない場合、期末手当が全く支給されない状況が発生することや、支給される場合であっても、支給額の基礎額は会計年度任用職員としての給料月額となることがある。

このため、常勤職員等としての期末手当及び会計年度任用職員としての期末手当を、それぞれの職の在職期間における欠勤等日数に応じた額で支給するよう、規定整備を行う。

（支給要件）

- ・一会計年度において、任用される期間が通算して6か月以上であること
- ・週15時間30分未満かつ週2日以下の勤務でないこと

2 改正内容

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第2条第2項において、退職後引き続き会計年度任用職員となった者について、常勤職員としての期末手当の支給対象外としているが、これを支給対象とするよう改める。

3 教育長の臨時代理

本件については、緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を開催するいとまがないことから、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、令和4年4月21日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和4年5月1日

別紙

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第2条〔略〕 2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。 ~ 〔略〕 〔略〕	第2条〔略〕 2 〔同左〕 ~ 〔略〕 <u>の2 退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）の適用を受けることとなった者</u> 〔略〕

付 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

寄付者への感謝状の贈呈について（その1）

1 趣旨

一般社団法人東京都トラック協会墨田支部から、墨田区立小学校の新1年生に対し、交通安全啓発活動の一環として、トートバッグの寄付があったので、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第1号の規定により、寄付者に対し感謝状を贈呈し、感謝の意を表する。

2 贈呈対象者

一般社団法人東京都トラック協会墨田支部 支部長 香川 省司

3 寄付物件

交通安全啓発トートバッグ 2,000個 266,200円

（参考）材質 不織布

サイズ 縦34cm×横28cm（持ち手部分を除く）



4 贈呈主体

教育委員会教育長

5 贈呈日

令和4年4月21日

寄付者への感謝状の贈呈について（その2）

1 趣旨

東京ロータリークラブから、墨田区立幼稚園及び小中学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、二酸化炭素濃度計の寄付があったので、区長感謝状贈呈基準第1項第3号の規定により、寄付者に対し感謝状を贈呈し、感謝の意を表する。

2 贈呈対象者

東京ロータリークラブ 会長 小島 陽一郎

3 寄付物件

二酸化炭素濃度計 84個 1,075,200円



4 贈呈主体

区長

5 贈呈日

令和4年4月25日

令和3年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について（小学校）

- 1 学校数 小学校（25）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校
卒業式実施校数
小学校（25）校、中学校（0）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

（注）(1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず 会場内掲揚	エ 舞台上 使わず 会場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	0校	0校	0校	0校	25校	0校	0校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	25校	0校	0校	0校	25校	25校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	0校	0校
中学校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	又 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	25校	0校	0校	0校	0校	25校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

令和3年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について（中学校）

- 1 学校数 小学校（25）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校
卒業式実施校数
小学校（0）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

（注）(1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず 会場内掲揚	エ 舞台上 使わず 会場内三脚	オ 式典会場 内掲揚 せず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テーブ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	0校	10校	0校	1校	0校	9校	10校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

令和3年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について（中学校夜間学級）

- 1 学校数 小学校（25）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校
卒業式実施校数
小学校（0）校、中学校（1）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

（注）(1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず 会場内掲揚	エ 舞台上 使わず 会場内三脚	オ 式典会場 内掲揚 せず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テーブ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	0校	1校	0校	0校	0校	1校	1校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ハ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正 面に演 台を設 置し実 施	ノ 演台を 設置 せずに 実施	ヒ 児童・ 生徒（ 在校 生も 含む。） が正 面を 向い て着 席
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

令和4年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について（小学校）

- 1 学校数 小学校（25）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校
入学式実施校数
小学校（25）校、中学校（0）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

（注）(1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	0校	0校	0校	0校	25校	0校	0校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	25校	0校	0校	0校	25校	25校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	0校	0校
中学校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	12校	13校	0校	0校	0校	25校
中学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

令和4年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について（中学校）

- 1 学校数 小学校（ 25）校、中学校（ 10）校、義務教育学校（ 0 ）校、中等教育学校（ 0 ）校
特別支援学校（ 0 ）校
入学式実施校数
小学校（ 0 ）校、中学校（ 10）校、義務教育学校（ 0 ） 中等教育学校（ 0 ）校
特別支援学校（ 0 ）校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

（注）(1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6)式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	0校	10校	0校	0校	0校	10校	10校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9)会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

令和4年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について（中学校夜間学級）

- 1 学校数 小学校（ 25）校、中学校（ 10）校、義務教育学校（ 0）校、中等教育学校（ 0）校
特別支援学校（ 0）校
入学式実施校数
小学校（ 0）校、中学校（ 1）校、義務教育学校（ 0）校、中等教育学校（ 0）校
特別支援学校（ 0）校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

（注）(1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	0校	1校	0校	0校	0校	1校	1校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

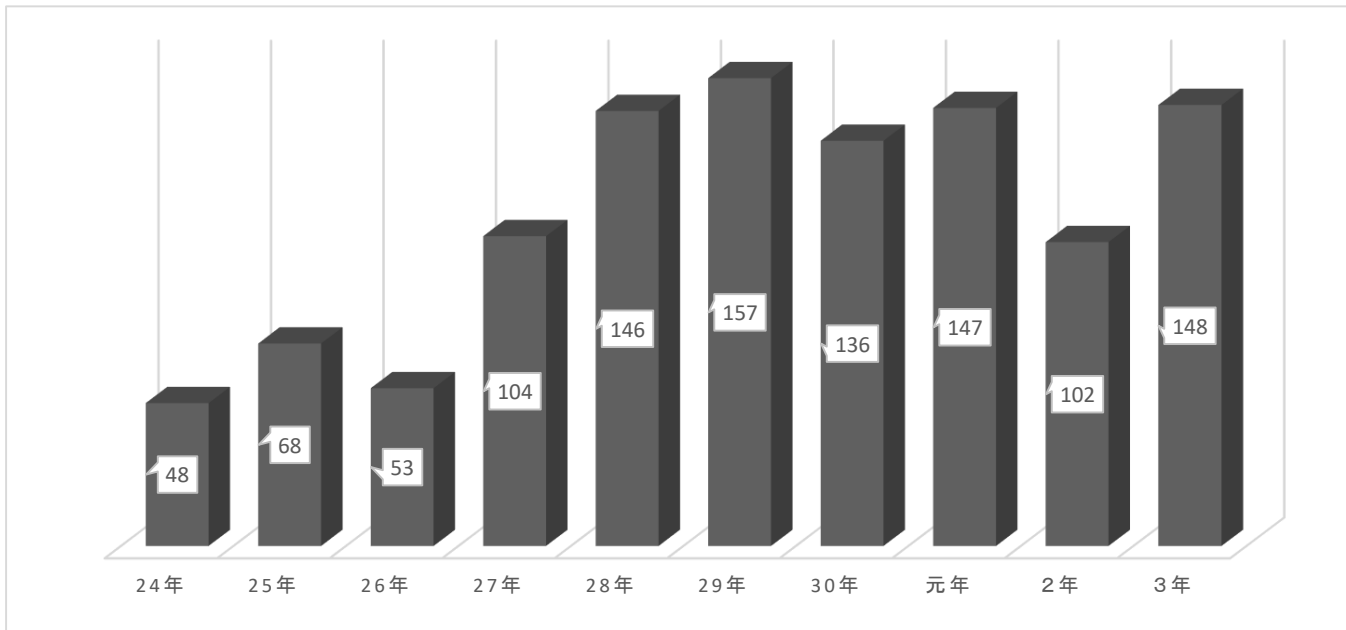
国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
中等教育学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校	0校

1 一般事故について

令和4年3月末現在

(1) 過去10年の事故発生件数



(2) 令和3年度の状況

① 4月～3月事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	3	0	3
小学校	98	4	102
中学校	43	0	43
合計	144	4	148

(参考) 令和2年度事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	4	0	4
小学校	72	3	75
中学校	23	0	23
合計	99	3	102

② 事故発生場所の内訳

区分	廊下	校庭	階段	教室	プール	体育館	その他	計
幼稚園	0	1	0	1	0	0	1	3
小学校	4	39	10	20	1	15	13	102
中学校	1	11	1	7	1	14	8	43
計	5	51	11	28	2	29	22	148

③ 事故発生時間帯の内訳

区分	始業前	授業中			休み時間	放課後	部活動	行事等	下校後	計
		実技等	教科	その他						
幼稚園	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
小学校	3	31	9	3	42	9	0	0	5	102
中学校	0	20	3	2	4	1	9	4	0	43
計	3	51	12	8	46	10	9	4	5	148

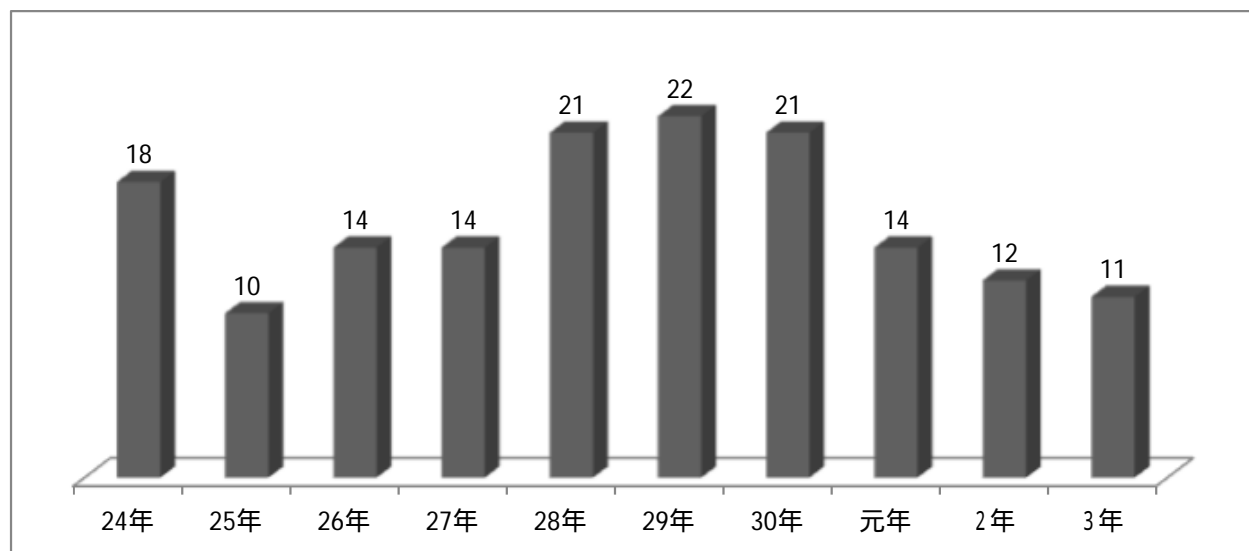
④ 事故者の学年別内訳

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	1	1	13	7	12	9	15	12	17	8	5	100
女子	0	1	3	6	4	5	8	8	6	2	5	48
計	1	2	16	13	16	14	23	20	23	10	10	148
	3		102						43			

2 交通事故について

(1) 過去10年の事故発生件数

交通事故の発生件数(過去10年間)



(2) 令和3年度の状況

4月～3月事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	3	6	9
中学校	1	1	2
合計	4	7	11

(参考)令和2年度 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	1	7	8
中学校	0	4	4
合計	1	11	12

事故発生場所の内訳

区分	道路	交差点	横歩道	断走路地	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0
小学校	4	3	2	0	0	9
中学校	1	1	0	0	0	2
計	5	4	2	0	0	11

事故発生原因の内訳

区分	飛び出し	自転車走行中	遊び中	歩行中	横断中	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	4	3	0	1	1	0	9
中学校	1	0	0	0	1	0	2
計	5	3	0	1	2	0	11

事故者の学年別内訳

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	7
女子	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	4
計	0	0	0	2	2	1	4	0	0	1	1	11
	0		9						2			